

## 外部資金獲得力向上経費・研究育成資金

研 究 者	所属学系 法律・政治 氏 名 足 立 公志朗
研 究 課 題	フランスにおける信託的補充指定の性格の変化
成 果 の 概 要	<p>本研究の目的は、フランス革命期における信託的補充指定 (substitution fidéicommissaire) の立法上の取り扱いを検討することにある。信託的補充指定とは、本人Aがある財産をBに与え、B死亡時はCに与えるというように、連続して受益させる処分である。この処分について理解を深めることで、日本の後継ぎ遺贈が提起する問題について、その実相を明らかにする手がかりが得られると予想される。</p> <p>本報告書では、</p> <p>(1)フランスにおける信託的補充指定の歴史的経過を簡単に振り返った後、</p> <p>(2)本研究の中心となるフランス革命期について報告する。</p> <p><b>1. フランスにおける信託的補充指定の歴史的経過</b></p> <p>信託的補充指定は、12世紀における遺言慣行の成立と共に形成された。全盛期 (15世紀頃) には、何世代にもわたる長期間のものが設定されることもあり、そのために次のような問題が生じた。例えば、①家族の中に法定の相続秩序とは異なる相続秩序が設けられる、②家族の中で訴訟が頻発する、③財産の流通が阻害される、④善意の債権者が思わぬ害を被る等の問題である。そのため、補充指定を規制する王令が何回も出されていた。ところが、フランス革命前夜においては、そのような長期間のものは最早見られず、生存配偶者と子のみを相手方とするような比較的短期間のものが細々と使われていたに過ぎなかった。</p> <p>その後、信託的補充指定は立法上の画期を2度経験する。第1はフランス革命期であり、第2は2006年の相続法改正である。2006年相続法改正については既に別稿で分析を行ったため、本研究ではフランス革命期に焦点を合わせた。この時期に、信託的補充指定は一度全面的に禁止されるのだが、フランス民法典の制定過程において、一定の類型に限ってその有効性が認められた。本研究ではこの流れを追いかけることにより、信託的補充指定が受けた性格の変化を抽出した。</p> <p><b>2. フランス革命期における信託的補充指定</b></p> <p>既に述べた通り、革命前夜において信託的補充指定はそれほど使われていなかったため、フランス革命期の立法事業においてそれが取り上げられるのは意外に遅かった。実際、信託的補充指定を廃止する法律が制定されたのは国民公会期である (1792年10月25日=11月14日デクレ)。とはいえ、一度廃止が決定されると、信託的補充指定に対して立法上も判例上も厳しい態度がとられることになる。</p> <p>ところが、熱月後の方向転換は信託的補充指定にも及ぶ。実務上は、少数ではあるが信託的補充指定の禁止原則を回避する動きが見られるようになり、立法上は、共和暦8年の民法典草案において恩恵的処分 (disposition officieuse) という信託的補充指定に近い処分法が盛り込まれるに至る。恩恵的処分とは、廃除 (相続権剥奪) の一類型であり、典型例は、自らの子Bが浪費家である場合に、その子Bの全相続分 (遺留分を含む) を用益権にし、虚有権をBの子Cに与えるというものである。結局、恩恵的処分はそのままの形では成文化されなかったが、これを契機に補充指定の部分的復活の議論がわき起こり、民法典の中で一定の類型に限り信託的補充指定の有効性が認められるに至るのである。</p>

成果の概要	<p><b>まとめと今後の課題</b></p> <p>以上の検討から、第1に、信託的補充指定の廃止と復活は単線的なものではないことを確認する必要がある。例外的に有効性が認められた補充指定は、恩惠的処分に近いものであり、相続秩序を形成するものではなく、相続秩序を補完するものとして制度設計がなされている。第2に、例外的に有効とされた補充指定は、存続期間が比較的短期間であるため財産の流通を阻害しないと考えられていたことを指摘したい。また、そもそも不動産の場合はそれほど流通を重視する必要がないとも言われていた。</p> <p>それでは、信託的補充指定の復活に対して重要な役割を果たした恩惠的処分は、いかなる処分だったのだろうか。この点の検討は、信託的補充指定に関する更なる検討と合わせて今後の課題としたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------	---